

松原市産業 PR 動画作成業務委託仕様書

1. 業務委託名

松原市産業 PR 動画作成業務委託

2. 目的

本業務は大型商業施設等、大規模な集客が見込める施設において、松原市の商業・工業・農業等の産業を中心に、松原市の魅力を広く市内外に PR するための動画を作成することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4. 委託業務内容

作成に関する業務内容は以下のとおりであるが、映像素材収録地など映像制作における重要事項は、本市との協議の上決定すること。

(1) 企画・構成・制作等

プロポーザルでの提案内容を基に本市と協議を行い、内容を決定する。

(2) 動画の撮影及び編集

PR 映像は、大型商業施設での放映、インターネット配信及び映画館での本編シネアド又は幕間シネアド（以下「シネアド」という。）上映を前提とし、企画、タイトル、台本（絵コンテ含む。）、演出、素材作成、出演者との調整、取材、撮影、編集、ナレーション、収録、テロップ作成、BGM 音源作成、音響効果等の動画作成に係る作業の一切を行うものとする。なお、撮影は、業務用デジタルハイビジョン以上のカメラで撮影し、編集も撮影と同等の方式で行うものとし、編集、デザイン、レイアウト等は本市の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。動画の完成までに中間報告及び本市による内容確認及び修正指示の機会を複数回（最低2回以上）設けること。

(3) 動画の内容・構成

①メイン動画（大型商業施設での放映及びインターネット配信用）

- ・ 3分程度の構成とする。
- ・ 松原市の産業について広く周知でき、松原市に行ってみたい、住んでみたいと思うような内容であること。

- ・動画のメインターゲットは、20代～30代の独身者とする。
- ・音声ありの映像とするが、無音または無音に近い状況での視聴にも耐えうるよう字幕やテロップを挿入すること。
- ・本市のマスコットキャラクター「マッキー」を使用すること。
- ・SNSで拡散されやすい内容とすること。

②シネアド用

- ・映像は2種類作成すること
- ・15秒以内の構成とする。
- ・短時間で印象に残る内容・展開であること。
- ・基本的には、メイン動画を集約した内容であること。
- ・音声ありの動画とし、必要に応じてBGM、テロップ等を挿入すること。

5. 納品

下記の成果物を本市が指定する場所に納品すること。詳細は本市と十分に協議し、決定するものとするが、納品の目安は10月中旬とする。

(1) DVD メイン動画用	2枚
(2) DVD シネアド用	各2枚
(3) ブルーレイディスクメイン動画用	3枚
(4) ブルーレイディスクシネアド用	各3枚
(5) USB (全データ)	1本

※DVD、ブルーレイディスク及びUSBは一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、パーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。

6. 業務体制

- (1) 業務期間中は、本市との連絡担当調整者を配置し、本業務の進捗状況や意見交換などを本市と定期的に行うこと。
- (2) 受託者は、あらかじめ本市とスケジュールを調整し、作業計画書及び工程表を提出すること。
- (3) 受託者は、責任者を明確にし、本業務を遂行するに当たり、必要な人材及び担当者を確認すること。
- (4) 受託者は、本業務の目的を達成するため、打合せを密にした上で、打合せ内容を要約した記録簿を作成すること。
- (5) 受託者は、業務に関する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

7. 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 納品された成果物（動画）、委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）はすべて本市に譲渡するものとする。
- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた仕様の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に発注者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (5) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わないものとする。
- (6) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、本市が保有するものとする。
- (7) 受託者自ら作成・制作した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格を行使しないものとする。

8. 業務委託の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときはあらかじめ書面にて本市の承諾を得ること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務中に知り得た事項については、他に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、松原市個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9. その他

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項についても業務の範囲とする。本仕様書に記載されない事項や、疑義を生じた場合は、その都度本市と協議するものとする。